

安全データシート

【製品名】 液化ヘリウム

問い合わせ先

大阪地区（大阪・奈良・和歌山）

大阪支店

電話番号：06-7637-3290

FAX：06-7637-3576

京滋地区（京都・滋賀）

京滋支店

電話番号：077-511-3720

FAX：077-524-6116

神戸地区（兵庫）

神戸支店

電話番号：078-672-1181

FAX：078-672-1141

四国地区（愛媛・香川・高知・徳島）

四国岩谷産業(株)

電話番号：087-746-3536

FAX：087-745-2738

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称（製品名） : 液化ヘリウム

会社名 : 岩谷瓦斯株式会社
住所 : 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4丁目8番17号
担当部門 : 環境保安部
電話番号 : 06-6530-1016
FAX番号 : 06-6530-1015
緊急連絡電話番号 :

奨励用途及び使用上の制限 : リニアモーターカーの超電導コイル冷却用、MRIの超電導マグネット冷却用、低温工學用。
整理番号 : SN-08-01


2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理化学的危険性
高圧ガス : 深冷液化ガス(シンボル:ガスボンベ、注意喚起語:警告)

※上記で記載がない危険有害性は区分外、分類対象外又は分類できない。

【GHSラベル要素】

絵表示又はシンボル : 

注意喚起語 : 警告
危険有害性情報 : 深冷液化ガス;凍傷又は障害のおそれ。

注意書き
安全対策 : 使用前にガス関連機器の取扱い説明書を入手する。
: すべての安全注意項目を読み理解するまで取り扱わない。
: 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
応急措置 : 漏洩した場合は、換気及び大気拡散を実施すると共に滞留させない。
: 凍った部分をぬるま湯で溶かす。
: 凍傷部はこすらずに医師の治療を受ける。
保管 : 日光から遮断し、換気の良い場所で保管する。
廃棄 : やむを得ずガスを放出する時は、通風良好な場所で少量ずつ行なう。

GHS分類に該当しない他の危険有害性
: 窒息性、凍傷。

重要な徴候及び想定される非常事態の概要
: 高濃度のガスを吸入すると、一呼吸で意識を失う。この状態が継続すると死に至る。
: 深冷液化ガスに直接接触すると、凍傷の危険がある。眼に入ると失明のおそれがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 化学物質(単一製品)
化学名又は一般名	: ヘリウム
化学特性(化学式等)	: He
CAS番号	: 7440-59-7
成分及び濃度又は濃度範囲(含有率)	: 99.995%以上
官報公示整理番号(化審法・安衛法)	
化審法	: 対象外
安衛法	: 対象外

4. 応急措置

吸入した場合	: 高濃度のガスを吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移し、衣服をゆるめ毛布などで暖かくして安静にさせる。 : 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。 : 呼吸が弱っていれば、酸素吸入を行う。 : 呼吸が止まっていれば人工呼吸を行い、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合	: 凍傷を起こす。凍傷部分をこすってはならない。 : 凍傷部分を多量の水で温め、医師の治療を受ける。 : 凍傷を起こした部分の衣服が凍り付いて取れない時は、無理に取らないで、その他の部分のみ衣服を切り取る。
眼に入った場合	: 多量の水で洗い、直ちに医師の治療を受ける。
飲み込んだ場合	: 口をすすぐ。 : 「吸入した場合」に準ずる。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	: 高濃度のガスを吸入した場合は、酸素欠乏が起こり、窒息の徴候(呼吸数増加、疲労感、めまい)があらわれる。 : 深冷液化ガスに直接接触すると凍傷の危険がある。 : 深冷液化ガスが眼に入ると失明の危険がある。
応急措置をする者の保護	: 深冷液化ガスが漏洩又は噴出している場所では、空気中の酸素濃度が低下している可能性があるため換気を行い、必要に応じて陽圧式空気呼吸器を着用する。また、皮膚に付着させないように保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤	: 周辺火災に合わせた消火剤を使用する。散水、噴霧水、粉末消火剤、泡消火剤等。
使ってはならない消火剤	: なし。
火災時の措置に関する特有の危険有害性	: 容器が火炎にさらされると内圧が上昇し、安全装置が作動し、ガスが噴出する。 : 火勢により容器の内圧上昇が激しい時は、容器の破裂に至ることもある。 : 破裂した容器は飛散するおそれがある。
特有の消火方法	: 関係者以外は安全な場所に退避させる。 : 風上から水を噴霧して、容器を冷やしながらか周囲の消火を行う。

- 消火を行う者の保護
- : 周辺火災の場合は、容器を安全な場所に移動する。
 - : 耐火手袋、耐火服等の保護具を着用し、火災からできるだけ離れた風上から消火にあたる。
 - : 必要に応じて、陽圧式空気呼吸器を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- : 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- : ガスが拡散するまで関係者以外の立入りを禁止する。
- : 窒息の危険を防止するために、換気を良くし、ガスの吸入を避ける。
- : 漏えいガスを止められない場合は、風下の人を退避させ、風通しの良い安全な場所に避難する。
- : 必要に応じて適切な保護具を着用する。
- : 深冷液化ガスは極めて低い温度であるため、直接身体に触れると凍傷を起こす。
- : 取り扱う時は乾いた革手袋を着用する。
- : 漏洩、噴出した深冷液化ガスが気化した時、約 800 倍の体積となる。酸素濃度が急低下し、酸欠の危険性が極めて高くなる。

環境に対する注意事項 : データなし

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- : 換気を良くし、速やかに大気中に拡散、希釈させる。
- : 危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策

- : 窒息性のガスであるため、漏洩したガスが滞留しないように換気を良くする。
- : ガスの供給を絶つ。
- : 大量の漏洩が続くようであれば、周囲をロープなどで囲み、立入禁止とする。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策（局所排気、全体換気等）

- : 深冷液化ガスは、多くの材料を脆くするので、材料の選択に注意が必要である。
- : 低温脆性を起こさない適正な材料は、オーステナイト系ステンレス鋼、9%ニッケル鋼、銅、アルミニウム等である。
- : 炭素鋼は、低温脆性を起こすため、使用できない。
- : 凍結により容器の弁が手で開かない時は、水をかけて温める。
- : 高濃度のガスを吸入すると、窒息のおそれがある。ばく露を防止するため、換気を行う。

安全取扱い注意事項

- : 使用するガス関連機器の取扱説明書を入手する。
- : すべての安全注意項目を読み理解するまで取り扱わない。
- : 容器は転倒、転落等を防止する措置を講じ、粗暴な扱いはしない。
- : 容器は横倒し使用禁止。
- : 周辺での着火源(高温物、火花、裸火、電気を含む火気等)の使用を禁止する。
ー 禁煙。
- : 容器を熱すると爆発のおそれがある。
- : 容器の取り付け・取り外し及びガスの使用にあたっては、ガスを漏らさないよう注意し、漏れ検査は発泡剤等を使用する。

- : 使用後はバルブを完全に閉め、保護キャップを取り付ける。
- : 密閉したり、換気の悪い場所で取扱わない。万一このような状態で使用する場合は、酸素濃度が18%を下回らないように測定管理する。
- : 深冷液化ガスを配管内で閉塞させない。液膨張、気化膨張により配管を破壊するおそれがあり、極めて危険である。
- : 深冷液化ガスや断熱していない配管に直接接触すると凍傷を起こす。
- : 深冷液化ガスが常温のものと接触すると沸騰し、飛沫が生じて危険である。
- : 深冷液化ガスをデュワー瓶(魔法瓶)に入れる時は、飛沫が発生しないように注意する。
- : 容器から直接使用しないで、圧力調整器を用いて使用する。
- : 容器付属品(破裂板等)を操作しない。
- : 弁の開閉に使用するハンドルは所定の物を使用し、ゆっくりと静かに開ける。
- : 設備の修理をする時は、常温に戻してから行う。
- : 液状で噴出するガスには触れない。

接触回避
保管

安全な保管条件
適切な技術的対策

- : 高圧ガス保安法の規制に従う。
- : 容器は40℃以下の風通しの良い場所で保管し、腐食性の雰囲気や連続した振動にさらされないようにする。
- : 容器は保護キャップを装着し、可燃性ガス、毒性ガスと区分して容器置場に保管する。
- : 容器は若干の残圧を残した状態で消費を止める。契約に示す期間を経過した容器及び使用済みの容器は、速やかに販売者に返却する。
- : デュワー瓶を使用しない時は、キャップをする。
- : デュワー瓶のキャップを、大気中の水分で氷結などにより閉塞させない。
- : 熱侵入により、容器の内圧が徐々に上昇するので、安全弁が作動する前に放出弁を開けて内圧を下げる。

混触危険物質

: なし。

安全な容器包装材料

- : 高圧ガス保安法で規定されている容器。
- : デュワー瓶。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

- : 屋内で使用する場合は、換気を良くする。
- : 必要に応じて、空気中の酸素濃度が18%未満にならないように測定管理する。

許容濃度

日本産業衛生学会
ACGIH

- : 未設定(2014年度版)。
- : 単純窒息性ガス(2009年度版)。

保護具

呼吸用保護具
手の保護具
眼の保護具
皮膚及び身体の保護具

- : 必要に応じて、陽圧式空気呼吸器を使用する。
- : 使用形態に応じた手袋を着用する。
- : 使用形態に応じた保護眼鏡を着用する。
- : 使用形態に応じた作業服を着用する。
- : 袖及びズボンの裾より肌を露出しない。

9. 物理的及び化学的性質

外観(物理的状态、形状、色など)	
	: 液化ガス
	: 無色
臭い	: 無臭
pH	: データなし
融点・凝固点	: -272.2°C (2.6MPa)
沸点、初留点及び沸騰範囲	: -268.9°C
引火点	: データなし
燃焼又は爆発範囲の上限・下限	
	: データなし
蒸気圧	: 0.2275MPa(臨界点)
液密度	: 0.1250kg/L(-268.9°C, 101.3kPa)
蒸気密度	: 0.178kg/m ³ (0°C, 101.3kPa)
比重(相対密度)	: 0.138(空気=1)
溶解度	: 2.50mg/l(水 21°C)
	: 不溶(アルコール)
n-オクタノール/水分配係数	
	: log Pow=0.7
自然発火温度	: データなし
分解温度	: データなし
その他のデータ	
分子量	: 4.003

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 化学的に安定。
危険有害反応可能性	: データなし
避けるべき条件	: データなし
混触危険物質	: データなし
危険有害な分解生成物	: データなし

11. 有害性情報

急性毒性	: データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	
	: データなし
呼吸器感作性又は皮膚感作性	
	: データなし
生殖細胞変異原性(変異原性)	
	: データなし
発がん性	: データなし
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	

：データなし
 特定標的臓器毒性（反復ばく露）：データなし
 吸引性呼吸器有害性：データなし
 その他の情報：深冷液化ガスが眼に入ると失明のおそれ。
 ：凍傷。
 ：空気と置換することにより単純窒息性ガスとして次のような作用をする。

空気中の酸素濃度(%)	酸素欠乏症の症状等
18	安全下限界だが、作業環境の連続換気、酸素濃度測定、安全带等、呼吸用保護具の用意が必要。
16～12	脈拍・呼吸数増加、精神集中力低下、単純計算まちがい、精密筋作業拙劣化、筋力低下、頭痛、耳鳴、悪心、吐気、動脈血中酸素飽和度 85～80%(酸素分圧 50～45mmHg) でチアノーゼがあらわれる。
14～9	判断力低下、発揚状態、不安定な精神状態(怒りっぽくなる)、ため息頻発、異常な疲労感、酩酊状態、頭痛、耳鳴、吐気、嘔吐、当時の記憶なし、傷の痛み感じない、全身脱力、体温上昇、チアノーゼ、意識もうろう、階段・梯子から墜落死、溺死の危険性。
10～6	吐気、嘔吐、行動の自由を失う、危険を感じても動けず叫べず、虚脱、チアノーゼ、幻覚、意識喪失、昏睡、中枢神経障害、チェーンストークス型の呼吸(ゆっくりした、深い呼吸)出現、全身けいれん、死の危機。
6以下	数回のあえぎ呼吸で失神・昏倒、呼吸緩除・停止、けいれん、心臓停止、死。

12. 環境影響情報

生態毒性：データなし
 残留性・分解性：データなし
 生体蓄積性：データなし
 土壤中の移動性：データなし
 オゾン層への有害性：データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：使用済み容器は、残ガスを廃棄せず、そのまま販売者に返却する。
 ：やむを得ずガスを放出する時は、高压ガス保安法の規定に従い、通風良好な場所で少量ずつ行う。
 ：液状での大気放出はしない。
 汚染容器及び包装：容器の廃棄は容器所有者が行い、使用者が勝手に行わない。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号 : UN1963
品名 (国連輸送名) : ヘリウム(深冷液化されているもの)
国連分類 : 区分 2.2(非引火性・非毒性ガス)
容器等級 : -
海洋汚染物質 : 非該当
MARPOL 条約によるバラ積み輸送される液体物質 : 非該当
海上規制情報 : 国際海事機関(IMO)の規定に従う。
航空規制情報 : 国際民間航空機関(ICAO)の規定に従う。

国内規制

陸上規制情報

高圧ガス保安法 : 法第 23 条(移動)、一般高圧ガス保安規則第 48 条(移動に係る保安上の措置及び技術上の基準)
消防法 : 危険物の規制に関する政令第 29 条 6 項(積載方法)、危険物の規制に関する規則第 46 条(混載を禁止される物質)
毒物劇物取締法 : 非該当
道路法 : 法第 46 条(通行の禁止又は制限)、施行令第 19 条の 13(車両の通行制限)

海上規制情報

船舶安全法 : 法第 28 条(危険物等の規制)、危険物船舶運送及び貯蔵規制第 2 条(用語)、同規則第 3 条(分類等)、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 1;UN1963
港則法 : 法第 21~23 条(危険物)、施行規則第 12 条(危険物の種類)、港則施行規則の危険物の種類を定める告示;高圧ガス

航空規制情報

航空法 : 法第 86 条(爆発物等の輸送禁止)、施行規則第 194 条(輸送禁止の物件)、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示別表第 1;UN1963

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

: 容器を車両に積載して輸送する時は、車両の見やすい所に「高圧ガス」の警戒標を掲げ、消火器、防災工具等を携行しなければならない。
: 車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人にイエローカードを携帯させる。
: 輸送する時は、運転席から独立した荷台に積載する。
: 容器は漏れのないものを積み込み、転倒、転落、衝撃等を避けるべく荷崩れの防止を確実にを行う。
: 容器を移動する時は、保護キャップを装着する。
: 容器は 40℃以上にならないように、温度上昇防止措置を行う。

緊急時応急措置指針番号 : 120

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 制度)

: 非該当

労働安全衛生法 : 規則第 24 条の 14(表示)、15(交付)

毒物及び劇物取締法 : 非該当

高圧ガス保安法 : 法第 2 条(液化ガス)

消防法	: 法第 10 条(位置)、法第 16 条(積載方法及び運搬方法)
食品衛生法	: 厚生省告示第 120 号(既存添加物)
道路法	: 14. 輸送上の注意の通り。
船舶安全法	: 14. 輸送上の注意の通り。
港則法	: 14. 輸送上の注意の通り。
航空法	: 14. 輸送上の注意の通り。

16. その他の情報

引用文献

- 1) 職場のあんぜんサイト (GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報)
: 厚生労働省 (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)
- 2) 高圧ガスハンドブック : 日本産業・医療ガス協会
- 3) 緊急時応急措置指針 : 日本規格協会
- 4) 新酸素欠乏危険作業主任者テキスト H20. 12. 15
: 中央労働災害防止協会
- 5) 国際化学物質安全性カード (ICSC)
: 国立医薬品食品衛生研究所 (<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)
- 6) GAS ENCYCLOPEDIA : L' AIR LIQUIDE
- 7) GAS DATA BOOK : MATHESON GAS PRODUCTS
- 8) NITE-化学物質管理分野
: 製品評価技術基盤機構 (<http://www.safe.nite.go.jp/>)

記載事項の取扱い

- : この安全データシートの記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。
- : 記載事項は通常取扱いを対象にしたものでありますので、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。
- : すべての化学製品は「未知の危険性、有害性がある」という認識で取り扱うべきであり、その危険性、有害性も使用時の環境、取扱い方、保管の状態、及び期間によって大きく異なります。ご使用時はもちろんのこと、開封から保管、廃棄に至るまで、専門知識、経験のある方のみ、又はそれらの方々の指導のもとで取扱いすることを推奨します。
- : ホームページ等への転載、当製品をご使用にならない方への提供をお断りします。